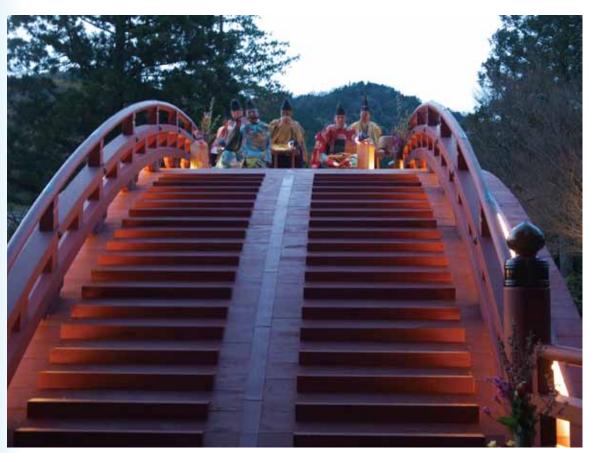


合物かやま



「演奏」丹生都比売神社





土地家屋調査士倫理綱領

1.使命

不動産に係る権利の明確化と期し、 国民の信頼に応える。

- 2. 公 正 品位を保持し、公正な立場で、 誠実に業務を行う。
- 3.研 鑚 専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真撮影

山田 耕造 会員 (和歌山支部)

CONTENTS

ごす	らいさつ Control				
	和歌山地方法務局	局長	喜田繁克		1
	和歌山県土地家屋調査士会	会長	川口吉雄		3
	(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地	家屋調査士	協会		
		理事長	長岡史郎		4
	和歌山県土地家屋調査士政治連	盟			
		会長	稲垣 崇		6
			— ~.		
情報	の広場				
	適正申告への協力方のお願い				7
	ZEE E				
研修	5会等報告				
19113		田辺支部	西端俊彦		8
	筆界鑑定研修会 筆界鑑定委員		新谷元基		9
	役員研修会報告		広報部		10
	業務総合研究委員会・境界問題相談センター	–わかやま丑(10
	米切160円以及貝ム 光介	124 1 0 11	広報部		11
	総務部・業務部共催「人権」「相続	正	広報部		12
	秘历即"未历即六惟"八惟」"怕机	.」 训修云	/ZA+KDP		1 2
報	告				
刊	政治連盟平成 29 年定時大会				1 /
					14
	調査士会平成 29 年定時総会	E-51. 旦 6公. △			14
	(公社)調査士協会第33回定時	行任貝総会	근소리	•••••	14
	広報部主催献血活動	[소구작] 드	広報部	•••••	15
		坊支部長		•••••	16
			小林靖幸	•••••	19
	近畿ブロック 第61回定例協		広報部	•••••	20
	近畿ブロック協議会立命館大学寄付講		皆 嶌村拓滋	•••••	23
	平成 29 年和歌山大学寄付講義成績			•••••	25
	和歌山大学寄附講義に参加をさせて頂いて			•••••	26
	平成 29 年度 和歌山大学寄付講義 期末レス				
			長 仲谷雅弘		27
	第 32 回近畿ブロック親睦ゴルフ奈				30
	第 17 回 和歌浦ベイマラソン with	ジャズ	広報部	•••••	31
	表彰				32
投	稿				
	ふりかえって 和歌山支	部山田	耕造先生		33
	趣味の旅行あれこれ 和歌山支	部山田	耕造先生		35
事務	所訪問記				
	和歌山支部 山田 耕造事務所		広報部		37
事務	S局だより				39
新入	、会員紹介				40

会報

わかやま

2018 Vol.74

広 告



新年の御挨拶

和歌山地方法務局

局 長 **喜 田 繁 克**

新年あけましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様にとりまして、本年も充実し、実り多い一年となりますようお祈り申し上げます。

平素は、不動産表示登記を始めとする当局の業務運営に対しまして、格別の御支援と御協力を 賜り、厚く御礼申し上げます。また、恒例となっております「全国一斉!法務局休日相談所」には、 会員の皆様に相談対応等に御尽力いただき誠にありがとうございました。

さて、法務局において登記所備付地図作成作業は表示に関する登記における最重要課題であることは改めていうまでもありませんが、いわゆる法 14条地図の全国で占める割合は約 56%にとどまっています。そこで、全国的には平成 27 年度から、従来型の地図作成作業に加え、大都市型登記所備付地図作成作業及び震災復興型登記所備付地図作成作業を実施し、その拡充を図っているところです。

当局における地図作成作業は、従来型の地図作成作業の2年目作業を、和歌山市西高松2丁目、東高松3丁目の各全域、東高松4丁目、和歌浦西1丁目、秋葉町の各一部(総面積0.55平方キロメートル2391筆)について実施しております。同作業の一筆地調査の実施等については、受託事業者の構成員である土地家屋調査士の方々のみで実施していただいておりますところ、円滑かつ確実に作業が進んでいるとの報告を受けており、御尽力いただいております皆様方及び関係各位にこの紙面をお借りして御礼申し上げます。

会員の皆様方にも筆界調査委員として御協力いただいている筆界特定制度は、制度発足から 12 年目となっており、この間全国で約 17,500 件の筆界について特定がなされ、全体では約 27,000 件余りの事件が終了しているとのことです。なお、当局においては和歌山県土地家屋調査士会 ADR「境界問題相談センターわかやま」とタイアップした無料相談会を隔月で開催しておりますが、これにより、両制度が国民の皆様に周知され、それぞれの制度の特性を生かした活用が促進されるよう期待しているところであります。

最近、表示に関する登記関係において耳目を集めている問題としては、「空家問題」や「所有者不明土地問題」があります。前者については、全国的に適切な管理等が行われていない空家等が約820万戸に及ぶとも言われており、和歌山県では空家率18.1パーセントと全国で3番目に高いそうです。これらに対し、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、

同法第5条に基づく指針において、市町村が組織する協議会の構成員として土地家屋調査士と法務局職員が例示されており、今後とも皆様と連携して問題解消に努めて参りたいと思っております。 最後になりますが、オンライン申請の利用率の向上についても引き続き皆様の御協力をお願い するとともに、土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、貴会及び会員の 皆様による地域社会への更なる貢献に期待申し上げ、和歌山県土地家屋調査士会のますますの御 発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



御 挨 拶

和歌山県土地家屋調査士会

会長川口 吉雄

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は会務運営に格別の御協力を頂き、誠にありがとうございます。

今後とも、よろしくお願い致します。

さて、連合会の方では土地家屋調査士のグランドデザインを本年度中に策定する予定であります。 建物所在図の作成試行は昨年の愛媛会に続き、本年度は兵庫会において実施しているとの事です。 また現在、各ブロック単位で開催している新人研修会を全国併せて1カ所ないし2カ所で開催 するべく検討しております。

近畿ブロック協議会では、本年度は、測量研修、新人研修、立命館大学での寄付講義を開催しており、また、報酬額の低廉化に対してはスローガンを策定して会員に自覚を促す方向で検討しています。

和歌山会では、和歌山大学における寄付講義が平成29年度も無事に終了致しました。

いわゆる空き家法の関係では、和歌山県、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、由良町の各 対策協議会に参画しております。

建築確認通知書交付時に建物完成後、建物表題(変更)登記をなす義務がある旨のビラを一緒 に配布して貰えるように関係機関に要望しております。

不動産競売物件の調査測量は、現在、境界鑑定委員会を中心に裁判所の執行官、不動産鑑定士協会と接触しており、双方共に好感触ですが、現在のところ残念ながら具体的な案件はありません。時間は掛かると思いますが、少しでも業務拡大に繋がればと考えております。

なお、電子申請は、平成30年度中に完全オンラインが開始される予定であり、電子申請の促進 に御協力を御願い致します。

最後に、御尽力頂いております役員、会員の皆様方に御礼申し上げ、今後とも、会員皆様方の 会務運営への御協力を御願い申し上げ、御挨拶と致します。



ごあいさつ

(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 **長 岡 史 郎**

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は役員改選の年でありました。理事会において互選により、私が理事長に就任いたしました。 新体制での船出となりました。微力ではございますが役員一同一丸となって協会の発展のために 協会運営に尽力をつくしてまいりますので社員の皆様ご協力の程よろしくお願いいたします。

公共調達に関しますと、昨年は協会で今まで受託してまいりました「登記所備付地図作成作業」 を落札することができませんでした。事前に作業に応募いただいた社員の方には大変申し訳なく 思っております。

和歌山でも他府県から調査士・調査士法人の登記所備付地図作成作業への入札参加が多くなってきました。今回、落札した調査士法人は登記所備付地図作成作業をするのは初めてであると耳にしております。今後もこういう状況が続くと受託するのも難しくなってくるかもしれません。

協会としては公益目的事業の一つである登記所備付地図作成作業に携わることは責務であると 考えています。競争相手がいる以上どういう結果になるかはわかりませんが、今後も引き続き受 託できるよう努力はしていきたいと思っております。また、近年は参加者の数も減ってきており ます。拘束される期間が長いので嫌がる方もいらっしゃるかと思いますが、できる限り作業に参 加いただきますようお願いいたします。

国土調査法 10条2項包括委託方式による地籍調査事業の受託を目指して必要とされる資格者の養成を図るため、その取得費用の助成を平成28年度から行っておりますが、この年は地籍主任調査員の試験に6名の応募があり全員合格しました。

平成29年度は地籍主任調査員の試験に3名の応募があり全員合格しました。

この方々には地籍工程管理士の試験を受験して資格を取得していただくことになりますが、この地籍工程管理士を受験するには地籍主任調査員の資格を取得(認定)後から申込期日最終日までの間に、地籍調査に関する業務に3年以上従事した経験を有し、かつ、地籍主任調査員の登録をしている者でなければなりません。社員の中で地籍工程管理士の資格を有している方はほとん

どいなかったのではないかと思います。

全公連の11月の研修会でも10条2項について講義があり、とても参考になりました。情報収集に当たりながら少しずつですが体制を整えていきたいと思っております。

社員の皆様ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様方が、健康で充実した1年を過ごせますように、また充実した仕事を 通して、協会を一層盛り立てていただきますように、心からお願い、新年のご挨拶とさせていた だきます。





ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟 会長稲垣 崇

新年明けましておめでとうございます。

昨年は第48回衆議院議員総選挙が行われ、会員の皆さまには厚いご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。当会が推薦いたしました候補者全員が当選され、再び国政の場で活躍されることを大変うれしく感じております。そして、当選された議員の皆さまには、土地家屋調査士制度の充実と土地家屋調査士の地位向上のための活動を引き続きお願いしていきたいと考えています。

さて、私が和歌山県土地家屋調査士政治連盟の会長に就任して1年が経とうとしています。私は、 予てより、政治連盟の役割は土地家屋調査士会や公嘱協会ができない政治活動をすることである と考えていました。ですから、土地家屋調査士会や公嘱協会からの要請があったうえで、その趣 旨に沿うような行動をしていくべきというのが私の考えです。

政治連盟が独自で何かを考え、その目的達成のために行動するようなことはしません、というより行動をするだけの活動予算がないというのが現状です。

現在、調査士会会員 147 人中、政治連盟の会員は 106 人です。入会率は全国平均以上でありますが、私は土地家屋調査士政治連盟が設立された趣旨を考えると 100%の入会率でなければと思っています。調査士会会員の皆様には、政治連盟が設立された趣旨を今一度ご確認して頂きたいと思います。個人の思想信条それぞれあるかと思いますが、我々の生業の基盤となる土地家屋調査士制度の充実と土地家屋調査士会の発展のために、入会済みの方にはこれまで以上のご支援とご協力を、また入会をされていない方には、是非、入会して頂けるようお願い申し上げます。

政治連盟は、和歌山県土地家屋調査士会が掲げる目標を達成するため、政治活動を通じて、調査士会を全面的にバックアップしていく所存です。皆様のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

結びに、平成30年が皆様方にとりまして明るい希望に満ちあふれた年となるようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



平成 29 年 10 月 6 日

和歌山県土地家屋調査士会 会長 川口吉雄様

大阪国税局長橋 本元



適正申告への協力方のお願い(依頼)

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のことと存じます。

平素から、税務行政全般にわたりまして、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、当局では、納税者の皆様の適正な申告と納税がなされるよう、各種広報を通 じて正しい税知識の普及及び納税意識の向上に努めているところであります。

つきましては、不動産取引に立ち会われる機会が多い貴会会員の皆様から、不動産 をお売りになられた方や贈与を受けられた方などに対して、正しい申告と納税を期限 内に行うよう御助言いただくとともに、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとす る国税庁ホームページの利用を勧めていただきますよう、お願い申し上げます。

貴職におかれましては、今後とも会員の皆様に対する御指導方をよろしくお願い申 し上げます。

研修会等報告

研修会報告

田辺支部 西端俊彦

平成29年6月14日、田辺市商工会議所3階にて、司法書士会・土地家屋調査士会の共催による法定相続情報証明制度についての研修会が行われました。

和歌山会場(平成29年6月8日開催)と田辺会場の2カ所で開催され、私は田辺会場に出席しました。

法務局主席登記官から説明があり、書類収集(必要書類)についての説明、申出書の記載と方法についての説明、最後に法定相続情報一覧図の作成という順番で説明されました。それぞれの説明ごとに質問時間が設けられ、司法書士会、土地家屋調査士会の会員から質問がされていました。

制度としては、平成29年5月29日からスタートしており、司法書士会の会員から既に作成した法定相続情報一覧図を見せて頂きました。

被相続人の法定相続人のみを表示する様式で、私たちが登記等に利用する相続関係説明図と似ているものの別のものであることがわかりました。

私たちが作成した法定相続一覧図を法定相続証明情報として使うものでしたので、間違いの無いように、相続についての勉強をしておかなければいけないと感じたものでした。



田辺会場研修会

研修会等報告

筆界鑑定研修会

筆界鑑定委員会委員長 新 谷 元 基

平成29年8月18日(金)和歌山県民文化会館3階 特設会議室にて元和歌山地方法務局長の新井克美先生をお招きして「筆界過誤分筆登記の是正方法」と題して講義いただきました。

内容は「占有界」「所有権界」「筆界」の概念、筆界に関する法令・制度の沿革、判例や学説の紹介、 過誤分筆の事例解説と多岐に及びましたが、図表や図解を用いた詳しいレジュメが配布されたた め理解しやすいものでした。









役員研修会報告

広報部

平成29年10月14日(土) ルミエール華月殿において研修部主催の役員研修会が開催されました。

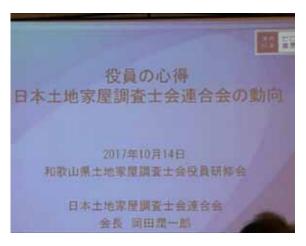
内容は2部構成で、第1部では一般社団法人和歌山青年会議所から講師をお招きし「ロバート議事法に則った議事の進め方について」公演をいただきました。理事会等の会議での円滑な議事進行に役立つ内容でした。





第2部では、役員の皆様に連合会の最新の取り組みや課題について共有していただくことをねらいとして、日本土地家屋調査士会連合会の岡田潤一郎会長に「役員の心得と日本土地家屋調査 士会連合会の動向」について講義いただきました。





参加された役員の皆様どうもご苦労様でした。今後の本会の運営をよろしくお願い致します。

研修会等報告

業務総合研究委員会・境界問題相談センターわかやま共催"研修会"

広報部

平成29年10月27日(金)調査士会館4階会議室にて、業務総合研究委員会・境界問題相談センターわかやま共催の業務研修会が開催されました。

第1部 午後1時00分~午後2時50分

「VRS は土地家屋調査士業務でどこまで利用が可能か」

講師 高知県土地家屋調査士会会員

公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長

一般財団法人ジャレックス監事(UAV 部門指導員)

宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙教育センター 宇宙教育指導員

土地家屋調査士 泉清博氏





第2部 午後3時00分~午後5時00分 「弁護士会ADRについて」 講師 和歌山弁護士会所属 和歌山弁護士会紛争解決センター和解斡旋人 弁護士 田中繁夫氏





研修会等報告

総務部・業務部共催「人権」「相続」研修会

広報部

和歌山会場を受講しましたので報告いたします。

- ◎ 総務部⇒『人権について』
- ◎ 業務部 ⇒『相続について』

をそれぞれテーマとした研修会が下記のとおり開催されました。 和歌山会場と田辺会場で講師が異なりますが、内容は同一でした。

【和歌山会場】

日 時 平成29年11月30日(木) 13:30~17:30

場 所 ルミエール 華月殿

第1部 13:30 ~ 15:20

テーマ 『人権について』 ~法務省所管資格者として、法務省における主な人権課題の取 組等について学ぶ~

講 師 和歌山地方法務局 人権擁護課 係長 岡田健志 様



挨拶する川口会長



岡田健志 講師

第2部 15:40 ~ 17:30

テーマ 『相続について』 ~現行民法の「遺言」及び現行民法(相続法)と旧民法(相続法) 全般の基礎を学ぶ~

講師 和歌山地方法務局 登記部門 登記官 氏田宜宏 様





氏田宜宏 講師

受講風景

【田辺会場】

日 時 平成29年12月7日(木) 13:30~17:30

場 所 紀州南部ロイヤルホテル

第1部 13:30 ~ 15:20

テーマ (和歌山会場と同じ)

講 師 和歌山地方法務局田辺支局 支局長補佐 谷口健一 様

第2部 15:40 ~ 17:30

テーマ (和歌山会場と同じ)

講 師 和歌山地方法務局田辺支局 登記部門 登記官 原 宏和 様

当日配布された資料のうち前半の「人権について」で配布されたものと同一の冊子が法務省 HP でダウンロードできます。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html

後半の「相続について」で使用された講義資料は公開できないそうです。



和歌山県土地家屋調査士政治連盟平成 29 年定時大会

日 時:平成29年3月10日(金)

会 場:和歌山県土地家屋調査士会館4階会議室

出席会員数:98名

和歌山県土地家屋調査士会平成 29 年定時総会

日 時: 平成 29 年 5 月 26 日(金) 会 場: ホテルアバローム紀の国

出席会員数:143名

公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第33回定時社員総会

日 時:平成29年9月8日(金) 会 場:ホテルグランヴィア和歌山

出席社員数:120名



広報部主催献血活動

広報部

平成29年3月8日、(㈱オークワ箕島店にて献血活動を行いました。 有田支部の皆様、ご協力ありがとうございました。





平成 29 年 3 月 11 日、㈱オークワ パビリオンシティ田辺店にて献血活動を行いました。田辺支部の皆様、ご協力ありがとうございました。





■■■報告■■■

御坊支部親睦旅行

6月25日~6月27日北海道2泊3日

御坊支部長 角 光 弘

御坊支部は、平成24年の九州旅行から約5年ぶりとなる支部親睦旅行を開催しました。 今回の旅行は、北海道2泊3日の日程で13名が参加しました。 今回の旅行のテーマは「初めての北海道旅行」です。



まずは、北海道旭川発祥「らーめん山頭火」にて旭川らーめんを食べました。 スープが最高においしかったです!



上野ファームは、ガーデニングの聖 地とされ日本全国から観光客や愛好 家が訪れます。



ファーム富田は、広大なラベンダー畑が有名なフラワーファーム。 少し時期が早かったのでラベンダーは、 ほとんど咲いていませんでしたが、ラベ ンダーソフトクリームを食べて大満足で した。

初日の宿泊先は、湯元白金温泉ホテル 北海道のほぼ真ん中に位置する美瑛町。 温泉は、掛け流しの「天然温泉」でした。



十勝岳望岳台は、北海道上川郡美 瑛町白金の十勝岳の中腹にある展 望台です。あまり天候が良くな かったのが少し残念。





「白金の青い池」、「美瑛白金青い池」などとも呼ばれてます。

まさに神秘的、ここでしか見れない光景で感動しました。



ケンとメリーの木



マイルドセブンの丘



大雪山は、6 月にもかかわらず白銀の世 界が広がっていました



大雪山ロープウェイにて



北大ポプラ並木は、北海道大学札幌 キャンパスにあるポプラの並木道

旅行の最終は、小樽運河に行きました。





小樽市の三角市場にて海鮮丼を食べました。

「初めての北海道旅行」いかがでしたか。 実は私自身、初めての北海道旅行でとても楽しい時間を過ごすことができました。 参加してくれた皆様本当にお疲れ様でした。



岩出支部親睦旅行

6/30 (金) ~ 7/1 (土) 伊勢志摩旅行

岩出支部長 小 林 靖 幸

岩出支部の会員8名が参加して2年ぶりに親睦旅行に行ってきました。



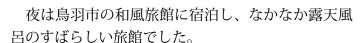
初日はまず伊賀上野忍者博物館に行き、その後、松阪牛焼肉の名店 「千力」にて昼食を頂きました。

やはり松阪牛はうまい!焼肉の写真がないのが残念。

皆さん清算は会費なので遠慮なく松阪牛を堪能しました。

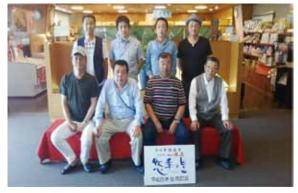
バスの中では、朝から宴会が始まりましたので、休憩予定の場所までトイレを我慢できない人が、続出!

運転手さん、本当にすみませんでした。



残念ながら、宿泊した場所には、ネオン街もなく、 おとなしく夜を過ごしました。

あと私事ですが、耳栓を持って行ったのが、本当 に正解でした。





二日目は恒例の伊勢神宮の外宮、内宮を参拝し、 日頃の仕事等のストレスのある方は、心が洗われた のではないでしょうか。

昼食は海鮮料理を堪能し、お酒を飲みすぎた方(誰とはいいませんが)がいらっしゃって介抱が大変でした。

あっという間の2日間でしたが、皆さんのおかげで楽しい旅行となりました。

■■■報告■■■

土地家屋調査士会近畿ブロック 第61回定例協議会

広報部

平成29年7月21日(金)大阪市中央区の「シティープラザ大阪」にて第61回近畿ブロック 定例協議会が開催されました。

本年は大阪会が当番会となっており、和歌山会からは

川口吉雄会長、木下彰、服部正、島本俊幸 各副会長、坂口了太総務部長、西端俊彦業務部長、福本和哉業務副部長、嶌村拓滋研修部長、仲谷雅弘広報部長、菊屋和訓綱紀委員長、小林靖幸紛 議調停委員長 の11名が出席しました。



加藤幸男近畿ブロック協議会会長



岡田潤一郎連合会会長



報告をする木下副会長

また当日、下記の方々が表彰されました。おめでとうございました。

大阪法務局管区局長表彰 知念章雄 会員(和歌山支部)

和田房行 会員(岩出支部、当日欠席)



土地家屋調査士会近畿ブロック協議会長 表彰 稲垣 崇 会員(御坊支部、当日欠席) 嶋田二郎 会員(新宮支部)



土地家屋調査士会近畿ブロック協議会長 感謝状 杉本哲也 会員(和歌山支部)



今年度は近畿ブロック協議会役員改選が行われ、滋賀会の沢 弘幸ブロック協議会会長以下、下 記の方々が承認されました。

日本土地家屋調査士会連合会 近畿ブロック協議会新役員名簿(敬称略)

会 長	沢 弘 幸	滋 賀 会
副会長	金子正俊	大 阪 会
副会長	山 田 一 博	京 都 会
副会長	橋詰繁美	兵 庫 会
副 会 長	貫渡利行	奈 良 会
副 会 長	川 口 吉 雄	和 歌 山 会
総務部会長	福山浩丞	滋 賀 会
財務部会長	服 部 正	和 歌 山 会
業務部会長	古久保隆司	奈 良 会
研修部会長	松 尾 賢	大 阪 会
広報部会長	池 谷 一 郎	京 都 会
社会事業部会長	山 本 光 利	兵 庫 会
監 事	大 西 眞 二	京 都 会
監事	安 居 正 彦	兵 庫 会

■■■報告■■■

近畿ブロック協議会立命館大学寄付講座

報告者 嶌 村 拓 滋

平成27年度近畿ブロック協議会立命館大学寄付講座に、和歌山会から片岡聖佳寄付講義委員長とともに私が講師として派遣の命を受けました。

私たちはここ数年立命館大学での寄付講座に参加し、また、和歌山会の和歌山大学寄付講義に も講師を務めています。



第8講を担当する片岡寄付講義委員長



第8項事業風景 立命館大学は最近大阪府茨木市に移転し た新しい校舎で、設備も最新鋭である。

近畿ブロック協議会立命館大学寄付講座は、私たちが和歌山大学で行っている寄付講座の直接的前例としているものであり、構成・内容ともにとても類似しているものとなっています。



第11講を担当する報告者

全15コマを近畿二府四県の土地家屋調査士が振り分けて担当しており、各担当調査士がこれも 和歌山大学の講義と同じなのですが、独自に構成した講義を行うものでありますので、内容すり 合わせ会議を年に数回行いながら進めております。

平成 29 年度 立命館大学寄付講座実施予定表

回数	日程	内容	担当講師	所属会
1	4/7	ガイダンス ~マンガでわかる土地家屋調査士のし <i>ご</i> と~	正井 利明	大阪会
2	4/14	国家基盤たる「表示の登記」の調査実務 ~法務局へ行ってみよう!登記簿の編成、登記情報の見方~	中山 敬一	兵庫会
3	4/21	日本の土地制度と歴史的沿革 〜境界はいつからどのようにできたのか〜	小野寺 秀史	滋賀会
4	4/28	土地の登記 ~土地とは一体なんだろう?~	江本 敏彦	兵庫会
5	5/12	土地に関する表示の登記 ~その実務と実際~	岩田 勝範	滋賀会
6	5/13	境界論 〜公法上・私法上の境界、占有境界、登記との関係〜	平塚 泉	京都会
7	5/19	地籍整備、不動産登記法14条の地図 〜災害後復興から事前復興を目指して〜	藤原 光榮	兵庫会
8	5/26	地籍整備に必要な測量に関する理論と実務 ~これでバッチリ、登記所に備える図面の見方~	片岡 聖佳	和歌山会
9	6/2	建物に関する表示の登記(普通建物) ~登記できる建物の認定 これ建物なのですか?~	井本 秀典	兵庫会
10	6/9	建物に関する表示の登記(区分建物) ~今住んでいるマンションは一体だれのもの~	正井 利明	大阪会
11	6/16	まちづくりにかかせない不動産に関連する各種の法律 ~各種法律からみる不動産取引の実務~	嶌村 拓滋	和歌山会
12	6/23	立命館大学の不動産 〜私たちの大学の不動産を考えてみよう〜	加藤 充晴	大阪会
13	6/30	筆界特定制度と境界確定訴訟 ~都市再開発事業を円滑に進めるために~	小野寺 秀史	滋賀会
14	7/7	境界問題相談センター(ADR)での取り組み 〜まちづくりの弊害を防げ〜	平塚 泉	京都会
15	7/14	まとめ	信吉 秀起	京都会

講義時間:金曜日の2限目(10:40~12:10) 教室:AC230(大教室)

■■■報告■■■

平成 29 年和歌山大学寄付講義成績優秀者表彰式

広報部

平成29年9月29日(金)和歌山大学経済学部にて寄付講義委員会が同校で行っている寄付特別講義「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」にて優秀な成績を収めた学生5名(当日出席は3名)を表彰いたしました。

片岡聖佳寄付講義委員長が受賞者に、それぞれ表彰状を手渡しました。当日は和歌山新報社、テレビ和歌山社が取材に訪れ、その模様は10月6日(金)午後6時から「ニュース&情報5チャンDO!」で放映されました。



集合写真



ニュース標題

和歌山大学寄附講義に参加をさせて頂いて

和歌山支部山下降士

今年初めて和歌山大学の寄附講義に参加させて頂きました。

私の父は土地家屋調査士として業をしておりましたが、その姿以外に京都産業大学での科目で「土地と家屋の調査と表示の登記」という授業を受講させて頂き、土地家屋調査士とはどういう職業であるのかを大学の講義として受けさせて頂けたことは今の私にとって大変役に立っています。その授業の中ではインターン制度があり、大学の夏休み中に実際に職業体験をさせて頂きました。家業とは違う角度から学べたことは身になりました。そして大学を卒業し受験勉強をしましたが、中々合格が出来ずにいました。これを最後の受験とし、土地家屋調査士の試験が合格できなかったときは、もともと興味があった教師の道を歩もうと決めていましたが、合格させて頂くことが出来ました。そんな学び舎に私自身が参加できることに有難さを感じながら今回参加をさせて頂きました。

和歌山大学で受講された生徒たちは大変勤勉で、土地家屋調査士が関係する法学部ではなく経済学部がメインの学生たちでしたが、その勤勉さと意欲に感心しました。土地家屋調査士が大学の講義の1コマを担うことが出来るというのは、私たち土地家屋調査士の側にとっても土地家屋調査士とはどういう職業でどういう風に社会の役に立っているかを学生の皆さんに知って頂ける貴重な場であり、学生の皆さんにとっても土地家屋調査士の資格を取得したいというきっかけになり、不動産登記法の基本的なことを授業で教わることで社会人になったときに役に立つと感じました。

学生たちに講義をすることで土地家屋調査士という資格を振り返る機会になり、自分自身が再度学ぶことが出来ました。普段の業務では味わえない素晴らしさがこの寄附講義にはあると思います。今後も和歌山大学の寄附講義でお役に立てればと思います。有難うございました。







平成 29 年度 和歌山大学寄付講義 期末レポート優秀答案紹介(抜粋)

寄付講義委員会

副委員長 仲 谷 雅 弘

和歌山大学寄付講義では定期試験に替えて期末レポートを課し出席レポート 50%、期末レポート 50%の割合で学生の成績を評価しております。平成29年に提出された期末レポートのうち優秀答案(一部抜粋)をご紹介いたします。なお、本レポート課題は自宅に持ち帰り作成するもので、問題文末尾に掲載の参考文献は学生が各自で検索することとしています。

設問 以下の文章を読んで答えなさい。

動産は、比較的容易に捨てることができるが、不動産である土地は捨てることができない。また、建物についても取り壊せば動産となり、建築廃材として捨てることが可能であるが、不動産のままでは捨てることができない。不動産は利用価値が高い反面、処分の難しい資産でもある。

このようなことから、不動産との関わりには慎重になりたいところであるが、自らの意思によらず不動産の所有権を得ることもある。その典型的な例は相続である。この場合、自由意思が尊重される資本主義のもと、不動産相続権を放棄することは可能であるが、新たなる所有者が現れるまでは継続してその不動産を管理する責任がある(民法第940条)ため、そう簡単に無関係者になることはできないのである。

現在、日本では、所有者が不明となっている不動産や利用されずに放置されている不動産が急増している。これがマスコミでもしばしば取り上げられるほど大きな社会問題となっており、政府や民間でもこの問題は盛んに研究が行われている。

その研究成果の一つである「土地総合研究・特集「所有者不明土地について」(※)」を読み、それを参考としつつ、①所有者不明土地問題について具体例(パターン)を挙げ、何が原因でその問題が発生したのか。さらに②その問題をどのように解決すべきかについて、起承転結を意識しながら、800字から1200字までの間で論じなさい。

※ 土地総合研究・特集「所有者不明土地等の課題と対応」

URL: http://www.lij.jp/pub_t/pubt3_25_2.html

土地の「所有者不明化」〜自治体アンケートから見える問題の実態〜(吉原祥子)

URL: http://www.lij.jp/html/jli/jli_2017/2017spring_p003.pdf

(優秀答案)

設間①

所有者不明土地問題の具体的な例(パターン)

所有者不明土地は具体例として5つ挙げられる。第一に、相続登記が挙げられる。また、相続登記なしに世代交代が進むことで権利関係が複雑化している。第二、に空き家問題が挙げられる。第三に、災害復旧の遅れや公共事業用地の取得の困難化などの公共の問題が挙げられる。第四に、土地の荒廃の進行や耕作放棄地の増加が挙げられる。第五に、固定資産税の徴収の困難化などの課税の問題が挙げられる。

上記問題が発生した原因として考えられるもの(なるべく多く)

所有者不明土地問題の原因には、制度的な原因と社会的な原因が考えられる。まず制度的な原因として、手続の煩雑さや費用負担の大きさが理由で相続未登記が多く、現在の土地所有者がわかりにくいこと、現行制度では自治体外在住者の死亡情報が通知されず不在地主の死亡をすぐに捕捉できないこと、固定資産税や相続財産管理制度のコストが高く土地管理に消極的であること、土地情報の取扱機関や準拠する法律が異なり一元管理ができていないこと、の4つが考えられる。次に社会的な原因としては過疎化、土地の資産価値の低下、管理負担の大きさが理由で相続放棄が多いこと、親族関係の希薄化による相続協議の困難化、人口流出による不在地主の増加、人口減少、の6つが考えられる。

設問②

①で挙げた所有者不明土地問題の解決方法について(起承転結を意識して)

所有者不明土地問題の解決には相続登記への対策が必要であると考える。これは、予防、短期 的な取り組み、長期的な取り組み、の3つの観点から考えることが出来る。

第一に、予防の観点から考えると、利用見込みのない土地を適切に手放すための制度が必要だと考えられる。なぜなら、生前の土地処分を容易にすることで相続以前の段階から相続未登記による所有者不明土地の発生を防ぐことができると考えるからだ。また、相続未登記と不在地主の発生を早期に補足するために、将来時点において不在地主になる可能性の高い人々との定期的なコンタクトが必要だと考える。

第二に、短期的な取り組みの観点から考えると、相続登記の促進・義務化に向けた手続の簡略 化や費用負担の軽減、制度周知と理解を得ることが必要である。そして、土地情報の形成を個人 の任意に依存している現状から、行政や関連機関の主導へと転換するべきだろう。また、これと 並行して既存の所有者不明土地を利用するための法整備と制度策定も必要だ。 第三に、長期的な取り組みの観点から考えると、自治体間を横断して土地の相続を把握するために、全国一律で横断的な土地情報の一括管理システムが必要である。そのためには、法務省の公図と他の資料と連携体制の構築とデータ運用の標準化が不可欠だ。そして土地の一元化が進めば、登記手続きの簡略化やコスト低下にもつながり、相続登記の促進にもつながると考えられる。一方で、人口減少や東京一極集中、コンパクトな都市づくりがさかんに議論される現状を考慮すると、将来的に土地利用や相続登記が活性化するとは考えにくい。むしろ、土地の生産基盤としての役割の低下や土地利用の二極化の進行、不在地主のさらなる増加が考えられる。したがって、土地利用・土地管理と相続登記のインセンティブを確保するために災害対策など国土保全機能を重視した土地利用や土地の公的管理、NPO法人などによる土地管理の検討、余剰土地を専門管理する機関の設置などの新しい土地利用と土地管理のあり方を模索し、運営することが重要になると考えられる。

このように所有者不明土地問題の解決には相続未登記への対策が必要であり、土地と所有者を常に紐づけしておく仕組みの構築が必要だと考える。そのためには、土地の処分を生前に行える環境の整備や相続登記の推進のための取り組み、全国一括の土地情報管理などが必要である。なお、いずれの取り組みにも個人の財産権が関わるため、所有者不明土地のミクロな実態把握と国民の理解・協力を得ることが急務だろう。

■■■報告■■■

第32回近畿ブロック親睦ゴルフ奈良大会

広報部

第32回近畿ブロック協議会 親睦ゴルフ大会が下記の日程により開催されました。

前 夜 祭:平成29年10月15日(日)奈良ロイヤルホテル

ゴルフ大会: 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 奈良万葉カンツリークラブ

(全18 ホール / 6805 ヤード / パー72)

和歌山会からは下記の方々が参加されました。

有田支部 菊屋和訓 会員、服部 正会員

岩出支部 阪田英司会員

御坊支部 相原 斉樹 会員、金崎 守哉 会員、和田 武志 会員









■■■報告■■■

第 17 回 和歌浦ベイマラソン with ジャズ

広報部

平成 29 年 11 月 12 日(日)和歌浦ベイコースを走る「第 17 回 和歌浦ベイマラソン with ジャズ」が行われ、本年は下記のとおり 2 名の会員が参加されました。

- ◎ 知念章雄会員(和歌山支部) ⇒10Kmコース、
- ◎ 島本俊幸会員(和歌山支部) ⇒ 5 Km コース



ジャズの演奏





知念会員



島本会員



被表彰者名簿 (平成29年度)

(敬称略)

会長表彰 境 勇 人(和歌山支部)

嶌 村 拓 滋 (和歌山支部)

西端俊彦(田辺支部)

和歌山地方法務局長表彰 杉 本 哲 也(和歌山支部)

木 下 彰(和歌山支部)

近ブロ会長表彰 稲 垣 崇(御坊支部)

嶋 田 二 郎 (新宮支部)

連合会長表彰 服 部 正(有田支部)

稲 垣 和 弘(田辺支部)

管区局長表彰 知 念 章 雄(和歌山支部)

和 田 房 行(岩出支部)



ふりかえって

和歌山支部 山田 耕造



平成29年春の黄綬褒章を受章させて頂きました。今回の受章は私の功績というより川口会長はじめ歴代の役員ならびに会員の皆様のお力添えによるものと感謝申し上げる次第です。9月24日には祝賀会を開催していただき大勢の会員の皆様にご出席いただきました。改めてこの場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

昭和 25 年に土地家屋調査士制度が法制化され 67 年ですが、業務内容も年々進歩複雑化し国民のための制度としてますます定着してまいりました。私が入会した昭和 58 年と比べても当時はまだまだ平板測量が主流の時代でトランシット測量をしていると、こんな田舎で「トラ」を使って測量していると言われたりしました。この辺もすぐこうなりますよと答えましたが、光波測距、コンピューターで計算する時代がすぐやってきました。機械の進歩はめざましく、価格も低廉化しましたが、年令が高くなるにつれ機械について行きにくい所も出てきます。何とかついていきたいと考えております。

振り返ってみますとさまざまなことがありましたが、平成13年から17年ま

で会長を務めさせていただきました。今から考えるとなんで私がなったのかよく分からないところもあるのですが、人生は何が起こるか分からないもんだと考えております。現在の会館を建てたばかりで会には金がほとんど残ってないといってもいい状態でした。また、パブル崩壊後で景気も悪化し申請事件数も減少しており会費の値上げなどとても考えられない状態で経費削減しか残されていませんでした。当時は会費の中から日調連共済や和歌山会独自の共催がありましたがすべて廃止しました。また6部制だった事業部を総務部、広報部、経理部と厚生部を統合して財務部、企画部と公共事業部を統合して業務部の4部制として理事人数を削減しました。その後の役員の皆様にも継続していただき財政状況が好転し現在に至っています(現在は5部制)。財政状況も好転していますから理事の定数を増やすことも会務の継続に貢献するのでないか、また、広い場所に参加することによる資質向上が会員の利益につながるのでないかと考えています。

入会当時 130 名程度の会員数だったと思いますが、多くの先輩会員や同年代の皆さんが会を去られ悠々自適の生活を送られている中、今で、は会員番号の小さいほうから 26~7番になりました。いろんな方に支えられ現在まで業務を続けてこられました。後しばらくはこの好きな土地家屋調査士業務に携わらせていただきたいと考えております。今後も変わらぬご指導、ご鞭提をお願いいたします。





趣味の旅行あれこれ

和歌山支部 山田 耕造

会社員を離れてから旅行会社のツアーやフリープランであちこち行きました。ツアーのよいところは自分で企画したら絶対できない金額でいけることです。欠点としては数多くの場所を巡るスケジュールになっていますから時間をとって観光したいところでも出発時間厳守ですので自分の思うようには行きません。

少しなれたころにはフリープランを利用しました。これは旅行会社に航空券とホテル、レンタカーを用意してもらい、行き先は自分が選択することができます。

ツアーとフリープランを使い分けてあ ちこち楽しんできました。

最近は格安航空会社のピーチやス



滝廉太郎

ターフライヤーを利用しています。ピーチの座席が少し小さいとか他の航空会社と少し変わっているところもありますが、少し余裕を持って飛行場に行けば問題なく利用することができました。今年4月にはピーチで関空から福岡空港に行き、会長の時に西日本会長会議が行われた別府の杉の井ホテルに宿泊し別府温泉巡り、滝廉太郎作曲の「荒城の月」の岡城跡、耶馬渓、太宰府天満宮等をレンタカーで、回ってきました。どこに行っても外国の方が多いのには驚きです。ピーチは発券機にスマホのバーコードを読ませて搭乗券を取り出しますが、年はいってもなんとかなるものです。安く搭乗しようとすると荷物制限とかいろいろありますから利用されるときは気をつけて下さい。

7月の北海道は道東の野付半島、風蓮湖、納沙布岬、霧多布岬を回ってきました。道東自動車道を利用し千歳から釧路まで高速道路、釧路から中標津は一般国

道を走行しましたが遠かったです。高速道路のパーキングエリア間の距離が長いので、パーキングがあればトイレに行っとけ、ガソリンスタンドがあれば早めに入れておけと言われた意味がよくわかりました。道東は真夏でも気温 24 度くらいが最高なので涼しいと言うより朝晩は寒い感じになります。北方四島は天候が悪く霞んで見えませんでしたが「おだいとう」の「四島への叫び」という銅像には元島民の願いがかなう日が来るようにと願わずにはいられませんでした。旬の花咲ガニも食べることができ満足な旅行でした。最後にスマホ全盛の時代ですが、スマホも故障することがあります。帰りの日に落としたわけでもないのに全く動かなくなってしまいました。飛行機に乗れなくなるのでないかと冷や汗ものでしたが、発券機に予約番号を手入力して事なきを得ました。旅先で何が起こっても対応できるように紙データとして持っておくことの重要性を感じたアナログ人間でした。



四島への叫び

事務所訪問記

聞き手 広報部

山 田 耕 造 事務所

平成29年10月24日、平成29年春の黄 綬褒章を受賞された和歌山支部の山田耕造事 務所にお邪魔し、お話をお伺いしました。

Q1; 開業されたのはいつですか?

昭和58年ですから、今年で34年目ですね。 35歳の時でした。当初、黒江駅前に事務所 がありました。平成7年に事務所を重根に移 転し現在に至ります。

Q2;事務所の構成を教えてください。

私と妻、それから娘の3人です。

Q3;会務での経歴などをお聞かせください。

平成 13 年~ 17 年まで会長を務めさせていただきました。和歌山支部の支部長を2年、それから本会の関係では企画部長、公共事業部長(共に現総務部)をそれぞれ 2 年やらせていただきました。

Q4;学校を卒業されてすぐ調査士になられたのですか?

開業する以前は自営業で内装の仕事をやっていました。開業するまで登記事務や測量の経験はありませんでしたが、先輩方に教わりながら少しずつ業務を覚えていきました。最初は申請を出す度に上手く出来ているか、おっかなびっくりでした。極端なことを言えば、ミスはないとは思っていても100%はないので、いつのときでもその初心を忘れてはいけないと思っています。

以前、補助者が誤った後視点にプリズムを 設置していたことが後になって判明した事が あります。大幅に違う値が出れば直ぐにわか りますが、後視点とそうでない点が近接して



いる場合には混同しないように注意が必要す ね。幸い、この時はその1点のみ直ちに再測 し事なきを得ましたが冷や汗ものでした。今、 思い出してもいろいろと考えてしまいます。

あと光波測距儀の測距表示が誤っていることも昔はよくありましたので、私は事務所に基線場のような場所を作り機械をよくチェックしていました。当時業務の係をしていた御坊支部の中島章仁会員と和歌山支部の中谷秀男会員の協力を得て調査士会でも紀ノ川の堤防に、会員が利用できる基線場を設けました。

Q5;現在のトータルステーションでは自分で点検・調整する機会は少ないですが、測量にまつわるエピソードや注意点ってありますか?

昔は単回のみの観測も多かったですが、対回観測や複数回測距をやると同じ距離を観測しているにも関わらず1回目と2回目で測定値にかなりのバラツキが出ました。だから当時は10回ぐらい連続で測距を行いその平均値を観測してくることもありました。現在の

トータルステーションではそのようなことはないでしょうね。

私が一番最初に使っていたトランシットの 測距は光波でしたが、角度は目盛り読み取り 式でした。すると1度単位で目盛りの読み間 違いをすることがかなりありました。事務所 に帰って計算しても精度がでない。最初は仕 方なく全ての点を測りなおし、誤りを点検し ていきましたが2~3回もすると賢くなっ て、まず PC で閉合多角を計算し、合わなく なるポイントに目星を付けて再測するように なりました。

今から思えば測量も非常に時間がかかりましたが、それでもありがたかった。鋼巻尺での測距は 25mぐらいが限界で、それ以上になるとまっすぐに張るのが難しくなります。平成に入る頃には、JEC というメーカーに外付けのデータコレクタが揃っており、観測データを誤記する心配もなくなりました。

Q6;趣味について教えてください。

まずサイクリング。以前は片道 15 時間ぐらいかけて中辺路を通り新宮まで行ったことがあります。最近は紀ノ川サイクリングコースを走りました。和歌山魚つり公園を出発して、主に紀ノ川の堤防に沿って整備されているサイクリングロードを走り、橋本市の隅田まで往復しました。改造したマウンテンバイクで平均して時速 18 k m/h ぐらいのスピードが出ます。途中、紀ノ川の樋門の所で仲谷くんに出会ったんやけど覚えてない・・?

後は旅行ですね。年に5~6回ぐらい出かけます。もし時間があったら記事にしましょう。

写真?(事務所に連合会会報の 2017 年3 月号(No.722)の表紙を飾った和歌山ジャンクションの写真が掲げてある。)この写真撮るのに現場へ4回、行ったんよ。次に行ったらもっといいのが撮れる気がして通いましたが結局、最初に撮ったのが一番良かった。

Q7;土地家屋調査士や調査士会の今後について何かありますか?

とにかく定められたルールに従った責任のある業務をやってほしい。業務に見合った報酬を維持するためにも調査士会、法務局、そして調査士一人ひとりが自覚する必要があると思います。



(編集後記)

今回、北脇副部長と二人でお伺いし色々お話いただきました。聞き手は2人とも気泡管すらデジタル表示になっているトータルステーション世代ですので、事務所に基線場を設けて測距儀の調整をしていたと聞き、様々な疑問が湧き、あっという間に時間が経っていました。しかし、どんなに機材が進化しても"合わないな"と思ったときにはたとえ遠回りでも一つひとつ原因を探求し、失敗を繰り返さないようにすることの重要性を改めて感じました。

また、趣味のサイクリング中に出会っていたことをお聞きして驚きました。地元水防団の樋門点検時「仲谷くん、誰か分かるか~」と声をかけていただいたのを思い出しましたが"似ている方だなぁと思いながら"まさか山田先生が、かつらぎ町まで自転車で来ているとは思わず・・失礼いたしました(^ ^:)

日々の業務、写真、旅行、サイクリングとこれからも、ご家族と一緒にご活躍ください。



新风会圆紹介

中島一成

御坊支部

平成29年10月2日入会

初めまして。平成29年11月より和歌山会に入会しました中島 一成と申します。

私の実家は祖父から続く土地家屋調査士事務所を経営しています。私が土地家屋調査士をはじめに目指そうと思ったのは中学生の頃でした。

父親に連れられて少し測量の仕事を手伝った事があり、その時に山を登り泥だらけになったのですがやりがいのある仕事だと感じ土地家屋調査士の仕事をやってみたいと思いました。

その後近畿測量専門学校を卒業し、平成14年から補助者として働いています。

土地家屋調査士の仕事は公共 性が高く地域社会に貢献できる

仕事だと思ってます。

そのためには常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないという土地家屋調査士法2条の精神を大事に業務に励みたいと思ってます。

未熟者の私ですが、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

(事務所) 〒644-0002 御坊市蘭370番地9

TEL 0738-23-0392 FAX 0738-23-2975



大 東 康 宏

岩出支部

平成29年12月1日入会

平成29年12月に入会させていただきました、岩出支部の 大東(おおひがし)と申します。

いろんな縁もあって、生まれ育った岩出市で開業いたしました。信頼される土地家屋調査士になれる様に、日々努力し、不動産登記業務を通じて、社会に貢献できればと思います。

補助者歴は、長い方になる かと思いますが、本職として

一からのスタートになります。

先輩先生方のご指導賜りますようお願い申し上げます。

(事務所) 〒649-6202 岩出市根来28番地の7 TEL 0736-66-8008 FAX 0736-63-5411





原稿大募集!!

- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります (会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも 歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり 下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参 どんな方法でも結構です

広報部

当会ホームページもぜひご覧ください。

http://chosashi-wakayama.jp/



会報 わかやま 第74号

発行日 平成30年1月

> 和歌山市四番丁7番地 TEL(073)421-1311 FAX(073)436-8101

> > 発行者会長川口吉雄印刷白光印刷株式会社

TEL(073)446-8880 FAX(073)446-8881

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい 桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法 律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支 払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について 業務使用中、携行中、保管中等の偶然の 事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方 のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐 栄 サ ービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL: 03-5282-5166 FAX: 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量 及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

- 土地家屋調査士の業務内容

【土地関係】

土地の 調査・測 量 分 筆 登 記 \mathcal{O} の登 記 積 更 正 地 合 登 記 筆 \mathcal{O} 示 登 表 記 \mathcal{O} 目変更の登 記 地 図 訂 正 地 \mathcal{O} 申 出 箬

•••••

【建物関係】

建 物の調査・ 測 新築(表示)の登 記 増 築 \mathcal{O} 記 脊 取りこわし(滅失)の登記 類変更の登 種 記 割、合併の登 記 分 区分建物、建物区分の登記

等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住 所 和歌山市四番丁7番地

電 話 073-421-1311

FAX 073-436-8101

E-mail wacho@chive.ocn.ne.jp

URL http://chosashi-wakayama.jp/